## 华历纪中夏沙漠区图标

平成22年第3回定例会の日程(会期18日間)		
8/31	本会議	開会 議・議案第1号、諮問第1、2号、 議案第41~43号採決 議案第44~57号委員会付託
9/1.2	決算特別委員会	付託議案審査
6	総務常任委員会	付託議案審査
7	産業建設常任委員会	付託議案審査
8	文教厚生常任委員会	付託議案審査
14	本会議	一般質問 (5人)
15	本会議	一般質問(4人)
16	本会議	一般質問(4人)
17	本会議	議案第44~57号採決 閉会



行われ、 市長提出議案19件を審議しました。 日間の会期で開催されました。 また、 本定例会では、 13人の議員が登壇しました。 般質問は3日間にわたり 議員提出議案1件、

会が8月31日から9月17日までの18

平成22年第3回鶴ヶ島市議会定例

## 議会改革進行中

## 議会基本条例を改正

定しています

第5次鶴ヶ島市総合計画」を策

総合計画は、

今後の市のまちづ

第8条

地方自治法

(昭和22年法

(議決すべき事件)

律第67号。

以下「法」という。)

「反問権」を明文化し、「基本計画」 を議決事件として追加

規範ともいえる条例で、

議会基本条例は、

市議会の最高 議会と議

ることなどを明文化しました。 員の活動原則や市民参加を推進す

機関は、

議会の会議に当たっては

今回の改正点は、次の2点です。

市政上の論点及び争点を明確にす

るとともに、緊張関係の保持に努

れらのうち、おおむね10年先の目指す 考えから、総合計画のうち、基本 施計画の3部構成となっています。こ ※総合計画は、基本構想・基本計画・実 くりの指針となる重要な計画です 計画を新たに議決事件としました。 策定にかかわっていくべきとの 議会としても積極的に総合計画

を行うために、議員の質問に対し て執行部が質問できる、いわゆる にして、より活発で充実した議論 及問権を条例で定めました。 市のまちづくりの指針となる 市では、23年度から32年度まで 本会議や委員会での論点を明確 「基本計画」を議決事件に追加 「反問権」を明文化

できる。 議長又は委員長の許可を得て、 員から質問又は質疑を受けたとき 他の執行機関及びその職員は、 は特別委員会に出席した市長その は、その論点を整理するために、 めなければならない。 該議員に対して質問をすることが 本会議又は常任委員会若しく 議

第6条 の関係) 改正後の議会基本条例 (議員と市長その他の執行機関と 議員と市長その他の執

年3月に「議会基本条例」を制定

議会改革の一環として、平成21

しました。

り組みを体系化したものが「基本計画」 基づき、前期・後期それぞれ5年間の取 べき市の将来像を描いた「基本構想」に

もっと開かれた議会」を目指して

市議会は、

「もっと身近な議会

議会改革を行っています。

## 陳 僴

体系的に定めるものをいう。)の策 市の行政全般にわたり総合的かつ 実現するための基本的な計画で、 2条第4項に規定する基本構想を 決すべき事件は、基本計画 96条第2項の規定による議会の議

定、変更又は廃止とする。

陳情1件が提出されました

国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情 ○安心・安全な国民生活実現のため、